

**消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費**

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 6億6,000万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 107億5,897万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	854,220	638,719	15,204	0	26	26,378	173,893
	児童福祉事業	4,027,362	1,907,374	801,356	0	293,424	135,030	890,178
	高齢者福祉事業	446,694	0	2,673	0	132,743	40,998	270,280
	障害者福祉事業	1,851,661	785,366	471,171	0	21,960	75,491	497,673
	小計	7,179,937	3,331,459	1,290,404	0	448,153	277,897	1,832,024
社会保険	国民健康保険事業	577,753	55,422	179,126	0	0	45,203	298,002
	介護保険事業	1,008,504	0	94,642	0	0	120,365	793,497
	小計	1,586,257	55,422	273,768	0	0	165,568	1,091,499
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,191,570	0	226,992	0	0	127,044	837,534
	医療対策事業	494,685	28,432	7,484	0	75,515	50,478	332,776
	疾病予防対策事業	217,639	3,714	524	0	19	28,105	185,277
	健康増進対策事業	88,878	176	5,871	0	13	10,908	71,910
	小計	1,992,772	32,322	240,871	0	75,547	216,535	1,427,497
合計		10,758,966	3,419,203	1,805,043	0	523,700	660,000	4,351,020

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。